

「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の写真利用に係る取扱基準

群馬県立世界遺産センター

平成26年10月1日

平成27年4月13日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和2年10月1日一部改正

令和8年1月1日一部改正

1 趣旨

この取扱基準は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の写真（群馬県に著作権が帰属するものに限る。以下「写真」という。）を、個人、法人又は団体が利用する場合の取扱いについて定めるものとする。

2 利用申請

写真の利用を希望する者は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用許諾申請書（様式1）を群馬県立世界遺産センター所長（以下「所長」という。）宛てに提出し、あらかじめ利用の許諾を受けなければならない。

なお、申請は、原則として成果物の発行者が行うものとする。

3 利用許諾

所長は、写真の利用が以下のいずれかに該当すると認められる場合を除き、写真の利用を許諾し、申請者に対して「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用許諾通知書（様式2）により通知する。

また、許諾しない場合は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用不許諾通知書（様式3）により通知する。

- ・利用目的が、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等の価値の伝達・普及広報に資さない場合
- ・写真自体を営利目的で利用する場合
（例）写真自体の販売や賃貸、写真自体に商品性が依存するもの（写真集、カレンダー、絵はがき等）の製造・販売など。
- ・写真自体の加工をする場合。ただし、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画質補正は、この限りでない。
- ・公序良俗に反する場合
- ・法令に反する場合
- ・第三者を誹謗中傷する場合
- ・群馬県及び「富岡製糸場と絹産業遺産群」等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ・群馬県が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合

- ・申請者及び申請者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合。
- ・その他、許諾することが適当でないと所長が認めた場合

4 利用料

利用料は、無料とする。

5 利用許諾の取り消し

利用許諾後に当該写真の利用が3に掲げる事項に該当すると判明した場合は、所長は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」等写真利用取消通知書（様式4）により、その利用許諾を取り消すことができる。この場合において、群馬県は、その損失の補償の責任を負わない。

6 利用者の遵守事項

写真の利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ・写真の著作権は、群馬県に帰属する。よって善良な管理者の注意をもって著作権保護に努め、写真の管理を行うこと。
- ・群馬県が認めた場合を除き、写真が群馬県から提供されたことを明記すること。
- ・成果物の完成後30日以内に、成果物を1部群馬県に提出すること。
- ・群馬県が許諾した目的以外の利用又は転載を行わないこと。

7 責任の制限

写真の利用により利用者と第三者との間に紛争が生じ、利用者が損害の賠償又は損失の補償を求められた場合にも、群馬県は一切責任を負わない。